

令和6年度焼津市漁業用餌料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、漁業に要する餌料の価格の高騰により経営が逼迫している漁業者を支援するため、当該漁業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 交付対象者

補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、焼津漁業協同組合、小川漁業協同組合又は大井川港漁業協同組合の組合員で、第5による交付申請の日において、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 本店が焼津市に所在する法人で、漁業を営むもの

第3 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、漁業用餌料（令和6年1月1日から同年12月31日までの間に交付対象者が購入したものに限り。）の購入に要した経費の合計額とする。

(2) 補助金の交付要件

補助対象経費が令和6年1月1日から同年12月31日までの間に交付対象者が負担した漁労原価（餌料費、燃料費、漁具などの消耗品費、労務費、船体保険料、修繕費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）に占める割合（小数点以下を切り捨てたもの）が20%以上である場合に限り、次の(3)により補助金を交付する。

(3) 補助額及び補助額の上限額

ア 補助額

次により算出した額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）を補助額とする。

補助対象経費に係る漁業用餌料の総量（キログラム）×38×1/2

イ 補助額の上限額

7,000,000円を上限とする。

第4 不交付要件

第3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 事業を営む者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員
- (2) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (3) 市長がこの要綱に基づく補助が適当でないことを認めた者

第5 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請兼請求書（第1号様式）

イ 漁業協同組合の組合員であることを証明する書類又は漁船登録証その他の漁業を営んでいることが確認できる書類

ウ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に購入した漁業用餌料の量が確認できる書類

エ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの漁労原価が確認できる書類

オ 法人の場合にあっては、履歴事項全部証明書

カ その他市長が必要であると認める書類

(2) 提出期限 令和7年3月14日

(3) 提出方法 持参又は郵送

第6 交付の決定及び確定

市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定及び額の確定をし、交付決定兼確定通知書（第2号様式）により行うものとする。

第7 補助金の交付

市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し口座振込の方法により交付する。

第8 補助金の返還

市長は、偽りその他不正な手段により補助を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。